

令和7年度

定期監査等結果報告書

鈴鹿市監査委員

令和8年3月

目 次

定期監査

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点（評価項目）	1
5	監査の実施内容	2
6	監査の結果	2
	共通事項	3
	個別事項	5
	上下水道局	5
	経営企画課、経理課、営業課、水道工務課、下水道工務課、水道施設課	
	地域振興部	6
	地域協働課（地区市民センター及び公民館）	
	こども政策部	6
	こども育成課（保育所）	

財政援助団体等監査

1	監査の基準	7
2	監査の種類	7
3	監査の対象	7
4	監査の着眼点（評価項目）	7
5	監査の実施内容	8
6	監査の結果	8
	財政援助団体監査	
	鈴鹿市老人クラブ連合会	8
	公益社団法人鈴鹿市シルバー人材センター	9
	一般社団法人鈴鹿市観光協会	9
	指定管理者監査	
	伝統産業会館/伊勢形紙協同組合	9

定期監査

1 監査の基準

鈴鹿市監査基準に準拠

2 監査の種類

財務監査

鈴鹿市監査委員条例第4条第1項による定期監査として実施

3 監査の対象

上下水道局

経営企画課、経理課、営業課、水道工務課、下水道工務課、水道施設課

地域振興部

地域協働課

牧田地区市民センター・公民館、稲生地区市民センター・公民館、箕田地区市民センター・公民館、若松地区市民センター・公民館、栄地区市民センター・公民館、合川地区市民センター・公民館、井田川地区市民センター・公民館、久間田地区市民センター・公民館、椿地区市民センター・公民館、庄内地区市民センター・公民館、一ノ宮地区市民センター、清和公民館、旭が丘公民館、愛宕公民館、一ノ宮公民館、長太公民館、郡山公民館

こども政策部

こども育成課

牧田保育所、白子保育所、算所保育所、西条保育所、一ノ宮保育所

〈以下、書面監査〉

総務部、技術統括監、地区市民センター及び公民館（上記を除く）、環境部、こども政策部（上記を除く）、産業振興部、都市整備部、教育委員会事務局、消防本部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、公平委員会
小学校（全30か所）、中学校（全10か所）

4 監査の着眼点（評価項目）

（1）補助金等交付事務

ア 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。

イ 補助金等の算出は合理的な基準によって行われているか。

ウ 補助の効果は確認されているか。

エ 補助金等の交付条件は適切に示され、条件どおり履行されているか。

オ 事業計画書どおりの精算が行われているか。

カ 補助金等が所期の目的を達成しているにもかかわらず、漫然と継続しているものはないか。終期の設定（時限性）がなされる必要はないか。

キ 行政需要が減少しているもの又は事業効果が希薄なもので、縮小廃止が適当と認め

られるものはないか。

ク 事業規模に関係なく、一律に定額の補助が行われていないか。

(2) 委託契約

ア 仕様書は適正に作成されているか。

イ 予定価格の算定及び秘密保持の方法は適切に行われているか。

ウ 見積書、契約書等の関係書類及び帳簿は的確に管理されているか。内容は適切か。

エ 随意契約による場合、その理由は適切か。

オ 契約変更の場合、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。事務は適時かつ適切に行われているか。

カ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうかを成果物その他実績報告書等で確認したか。

(3) 財産管理

ア 各々の財産に応じた必要十分な維持管理及び補修が適切に行われているか。

イ 遊休化しているものについて、解決するための方策が講じられているか。

ウ 財産の貸付け又は目的外使用の理由、期間、貸付料及び条件は適切か。

エ 財産は効率的に運用されているか。経済性や効果に課題が見当たらないか。

(4) 現金預金の取扱い

ア 現金出納簿は遅滞なく正確に記帳されているか。

イ 収納金は適切に保管されているか。私金と混同してないか。

ウ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

エ 釣銭資金の設定、取扱い及び保管は適切に行われているか。

オ 歳計外現金の取扱いは適切か。

5 監査の実施内容

令和6年度に執行した事務事業を対象に、各所属を単位として監査調書及び関係帳簿類の事前調査、関係職員からの聴き取り、現地調査、委員からの質疑応答及び講評等の方法により、令和7年10月31日から令和8年3月18日に実施した。

なお、前記「3 監査の対象」の後段に掲げる各所属については、提出された調書に基づき書面監査として実施した。

6 監査の結果

前記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し正確に行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、一部において改善すべき事項等が認められたので、各監査対象別の指摘事項（修正・改善を要する事項）及び所見（検討・努力を要する事項）は、個別事項として掲げた。

また、事務的な処理において共通して注意を促した方がよいと考える事項については、共通事項として掲げた。

共通事項

事務の執行については、安易に前例踏襲することなく、その都度、業務に関係する法令等と照らし合わせ、常に根拠や事務手順を確認し、組織的なチェック機能を確立することによって、適切に実施されたい。

また、事務的な処理における注意事項については、担当者だけでなく部署全体への周知徹底や後任担当への確実な引継ぎにより、業務の適切な処理に努められたい。

1 契約事務について

契約事務については、地方自治法、同法施行令、鈴鹿市契約規則及び鈴鹿市物品調達等に係る手続マニュアルに基づいて、公正性、透明性を確保するとともに、適切な事務の執行に努められたい。

また、契約書及び仕様書については、契約の適正な履行を確保する上で大変重要なものであるため、それぞれの業務内容や履行の要件を十分理解、精査し、作成するとともに、内容に沿った適切な執行に努められたい。

(1) 履行の確認について

契約書及び仕様書に沿った履行がなされているか、要件を十分に理解し、適正な履行確認を実施されたい。

また、提出された業務完了報告書等は起案又は供覧を行い適切な文書管理に努められたい。

(2) 検査における所見について

技術監理契約課による検査の結果、問題となった事項及び工事完成後に問題となることが予想される事項等に関する所見が多く見受けられた。所見として挙げられた事項については、課内で情報共有を行い、業務の継続的な改善に努められたい。

2 備品管理について

備品について、廃棄手続きがなされていないものが見受けられた。備品の取得、返納時等においては必要な手続きを確実に実施するとともに、定期的に備品台帳との突合を行い、適切に管理されたい。

3 経理事務について

(1) 通帳と印鑑の保管について

通帳と印鑑が同一の場所に保管されている状況が見受けられた。盗難、不正使用のリスクを高めるものであることから、通帳と印鑑は別々の場所に分けて保管し、これらのリスクの低減に努められたい。

(2) 現金の保管について

現金の管理状況について、鍵のかかる金庫等への保管が不十分な状況が認められた。

現金については、必ず施錠可能な金庫等に保管し、施錠管理を徹底されたい。

4 文書事務について

事務事業の執行において、文書事務は、説明責任を果たすための極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、現状においては、決裁本文に意思決定の判断材料となる内容の記載がないもの、処理過程の記録として不備があるものが多い。職員各自が、鈴鹿市文書管理規程、鈴鹿市公用文に関する規程及び鈴鹿市事務決裁規程に基づいて、適切な事務を遂行することはもちろん、決裁時におけるチェック機能の向上に努められたい。

個別事項

上下水道局

【経営企画課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見

(1) 第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略の策定に当たり、令和9年度以降の国の下水道事業の状況を踏まえつつ、投資計画等の設定について検討されたい。

【経理課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

【営業課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見

(1) 既設下水道管にかかる公共ます設置工事については、積算による設計価格を基準とした入札方式ではなく、概ね定額範囲での随意契約による発注が標準となっている。公平性、透明性及び経済性の確保のため、単価契約方式にかかわらず、他の手法についても検討されたい。

【水道工務課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見

(1) 一部の配水管移設工事において、申請者との協議不足により、当初設計時に反映されていない工種があり、変更設計による増額変更を行っているものが見受けられた。申請者との協議を十分に行った上で発注するよう努められたい。

【下水道工務課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見

(1) 流域関連鈴鹿市公共下水道全体計画外見直し業務委託において、当初契約時は公共下水道全体計画区域について縮小する予定であったが、令和9年度以降の国の方針を見極める必要があるという理由で、変更契約により現状の区域で整理している。今後の国の状況により計画区域の見直しも予定しているとのことであるが、経済性や効率性の観点から、今後の見直しに当たっては、現在策定中の第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略と整合を図りながら、当業務委託の成果を活用されたい。

【水道施設課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

地域振興部

【地域協働課（地区市民センター）】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

【地域協働課（公民館）】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

【所管課／地域協働課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見

(1) 地区市民センターと関係団体との関わりについて、職員の権限や責任が曖昧な状況である。団体の自立に向けた取組を推進するなど、関わり方について整理されたい。

(2) 令和5年度定期監査時に所見とした各種講座開催等公民館の運営事業にかかる経費の取扱いについて、所管課において検討はしているものの見直しには至っていない。また、各館の現場での運用や職員の関わり方にも異なる状況が見受けられる。目標年度を設定した上で、公民館の社会教育法における位置付けや今後のあり方等、具体的な見直しに向けた検討を加速されたい。

こども政策部

【こども育成課(保育所)】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

財政援助団体等監査

1 監査の基準

鈴鹿市監査基準に準拠

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 財政援助団体

監査対象（所管課）	令和6年度
鈴鹿市老人クラブ連合会 （健康福祉部長寿社会課）	補助金 3,792,000 円
公益社団法人鈴鹿市シルバー人材センター （産業振興部産業政策課）	補助金 14,800,000 円
一般社団法人鈴鹿市観光協会 （産業振興部商業観光政策課）	補助金 25,857,000 円

(2) 指定管理者

監査対象（所管課）	令和6年度
伝統産業会館/伊勢形紙協同組合 （産業振興部商業観光政策課）	指定管理料 13,814,000 円

4 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財政援助団体

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書及び実績報告書等は符合するか。

イ 出納関係帳票の記帳及び管理は適切か。

また、領収書等の証拠書類の管理及び保存は適切か。

ウ 精算報告は適正に行われているか。

(2) 出資団体

ア 経営成績及び財政状態は良好か。

イ 関係帳票の記帳及び管理は適切か。

また、領収書等の証拠書類の管理及び保存は適切か。

ウ 会計経理及び財産管理は適切か。

(3) 公の施設の指定管理者

ア 公の施設の指定管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

イ 公の施設の指定管理に係る出納関係帳簿の記帳及び管理は適切になされているか。

また、領収書類の管理及び保存は適切になされているか。

ウ 公の施設の指定管理に係る管理規程及び経理規程等は適切に整備されているか。

(4) 所管部局

財政援助団体等に対して、市の指導及び監督が適切に行われているか。

5 監査の実施内容

令和6年度に執行した事務事業で当該財政援助等に係るものを対象に、監査調書及び関係帳簿類の事前調査、関係職員からの聴き取り、現地調査、委員からの質疑応答及び講評等の方法により、令和7年11月25日から令和8年3月18日に実施した。

6 監査の結果

前記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。

なお、一部において改善すべき事項等が見受けられた。各監査対象別の指摘事項（修正・改善を要する事項）及び所見（検討・努力を要する事項）は次のとおりである。

財政援助団体監査

【鈴鹿市老人クラブ連合会】

1 指摘事項

(1) 令和6年4月に就業規則を制定しているが、基本給、時間外手当及び賞与の金額設定の根拠が明確でなく、また有給休暇の定めがないなど、職員の就業に関する事項に不十分な点が見受けられるため見直されたい。

(2) パートタイムの報酬（時給）について、三重県の最低賃金を下回った金額で支給している時期が見受けられたので、遡及適用により追加支給するよう改められたい。また、最低賃金の改定の際は留意されたい。

(3) 会議費における一部経費について、小口現金とは別に、突発的な支払いに備えた手持現金として支出がなされていたが、その都度の精算で対応可能であるため、支出方法について見直されたい。

2 所見

(1) 市や県からの補助金について、実績報告等を円滑に行うため、会計の帳票等において補助金の充当先を明確にするよう検討されたい。

【所管課／健康福祉部長寿社会課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見

(1) 鈴鹿市老人クラブ連合会の監査を実施したので、改善方法について所管課として適切に指導されたい。

【公益社団法人鈴鹿市シルバー人材センター】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見

(1) 賞与引当金について、財務規程の規定に基づき、支給見込額のうち、当該年度の負担に属する金額の計上を検討されたい。

【所管課／産業振興部産業政策課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見

(1) 公益社団法人 鈴鹿市シルバー人材センターの監査を実施したので、その結果について所管課として適切に指導されたい。

【一般社団法人鈴鹿市観光協会】

- 1 指摘事項

(1) 補助金の実績報告において、入力ミスによる報告数値の誤りが見受けられた。複数人での確認を十分に行うなど事務処理方法について改善されたい。

- 2 所 見 なし

【所管課／産業振興部商業観光政策課】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見

(1) 一般社団法人鈴鹿市観光協会の監査を実施したので、その結果について所管課として適切に指導されたい。

指定管理者監査

伝統産業会館

【指定管理者／伊勢形紙協同組合】

- 1 指摘事項

(1) 基本協定書第 19 条に定める経理規程の作成がなされていないので、早急に改善されたい。

(2) 指定管理者が行う業務の一部について第三者へ委託しているが、口頭により市の承諾を得ている。指定管理業務の履行状況を双方が適切に把握するため、書

面での承諾手続きを行うよう改められたい。

2 所 見

- (1) 指定管理にかかる収支決算書における運営事務費の考え方について整理されたい。

【所管課／産業振興部商業観光政策課】

1 指摘事項 なし

2 所 見

- (1) 伝統産業会館の指定管理者である伊勢形紙協同組合の監査を実施したので、その結果について所管課として適切に指導されたい。